

法人年間パスポート規約

<スタンダード会員様向>

新岐阜サウナ(以下「当施設」といいます。)の会員制のサービスとして『年間パスポート』(以下「当パスポート」といいます。)を運営し、以下のとおり、『年間パスポート』会員規約(以下、「本規約」といいます。)を定めます。

1. パスポートサービス内容

- ・契約期間中(1年間)、当施設を利用可能
- ・会員カード同法人につき1枚発行

2. 利用規約について

- ・価格、期間、内容、特典は予告なく変更する場合があります。
- ・当パスポートのご購入にあたり、本規約を必ずお読みください。
- ・当パスポートのご購入に際しては、本書面の内容が適用されます。

3. 新岐阜サウナ「年間パスポート」利用条件

- (1) 購入後のキャンセルや変更はできません。
- (2) 当パスポートの利用権はご利用者様にありますが、所有権は株式会社 快(こころ)フードプロジェクトに属し、利用者は転売、貸与、譲渡することはできません。「当パスポート」は、ご購入いただいた日から翌年同日までの1年間有効*です。有効期間最終日が休業日にあたる場合はその直前の営業日が有効期間最終日となります。
- (3) ご入場の際には当パスポートを必ずご提示ください。ご提示のない場合には通常の入場料金が必要となります。
- (4) 当パスポートに修正や加工を加えたもの、複製したものは無効です。
- (5) 当パスポートの有効期間中における払い戻しは応じかねます。
- (6) 当パスポートの料金、特典内容について予告なしに変更する場合がございます。また天災、その他非常事態発生時には事前の予告なしに変更する場合があります。また、天災、その他非常事態発生時には事前の予告なしに当パスポートの利用及び特典を停止する場合がございます。
- (7) 天災、その他非常事態発生による臨時休業があった場合、期限の延長はいたしません。
- (8) 当パスポートに関する規約や仕様(カードデザインを含みます)は予告なく変更となる場合があります。
- (9) お申込みいただいた際のお客様の個人情報は当パスポートの発行、管理並びに同意いただいた方への各種情報案内発送、その他何らかの理由でお客様に連絡をとる必要が生じた場合などに使用し、その他の目的で使用することはございません。また、お客様の同意なく個人情報を第三者に開示提供することはありません。
- (10) その他、本規約に定めのない事項については、当パスポートの目的に沿って、その都度当施設が定めるものとします。
- (11) 当施設内の飲食に伴う割引は利用不可とします。
- (12) 当パスポートの紛失・破損・汚損等をされた場合は、カード再発行手数料(税込3,000円)が必要となります。

4. 禁止事項について

以下の事由に該当する方につきましては、本パスポートのご購入をお断りします。また、ご購入後、以下の事由に該当することが判明した場合は、本パスポートを無効とさせて頂きます。なお、この場合、返金等は一切いたしません。

- (1) 会員希望者が当施設の定める、以下の利用制限に抵触する場合
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による暴力団および暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)。
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員。

- ③暴力団等に該当するものが役員となっている法人の構成員。
 - ④法律または公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断される者。
 - ⑤入れ墨、タトゥー(シール類含む、大小にかかわらず)をされている方。
 - ⑥泥酔されている方。
 - ⑦皮膚疾患、その他の伝染病の恐れのある方。
 - ⑧他のお客様のご迷惑となる行為、危険な行為をされたと当施設が判断した方。
 - ⑨脱衣室及び浴室において、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話のカメラ等で撮影された方。
- (2) 会員希望者が既に会員になっている場合。
- (3) 会員希望者が過去に本規約違反等によって、会員資格が停止され、又は抹消されている場合。
- (4) 会員登録手続きに際し、当施設に届け出た事項に虚偽・誤記又は記入漏れがあった場合。

2024年7月1日 制定

【お問い合わせ先】

新岐阜サウナ年パス事務局(担当:翠川)

TEL.070-5334-3103